

ペストコントロール技能師 認証講習会案内 (新規認証)

～有害生物防除のベーシック資格：ペストコントロール技能師～

平成 29 年度より、どなたでも受講が可能となりました



本紙は、ペストコントロール技能師認証講習会のご案内および、技能師制度に関するQ&Aをまとめたものです。

お申し込み・お問い合わせなどの前にご一読下さい。

お問い合わせ・申し込み

JAPAN PEST
CONTROL
ASSOCIATION



公益社団法人

日本ペストコントロール協会

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町 3-3-4 サンクス神田駅前ビル 3F

TEL : 03-5207-6321

FAX : 03-5207-6323

E-mail : jzca@pestcontrol.or.jp

URL : <http://www.pestcontrol.or.jp>

平成 29 年度ペストコントロール技能師認証講習 募集要項

- (1) 対象者：有害生物の防除に従事、または関心のある個人
 (2) 講習名：ペストコントロール技能師認証講習
 (3) 開催地・開催日・会場・締切日

開催地	開催日	会場	締切日
大 阪	平成 29 年 10 月 17 日(火)	エルおおさか (定員：70 人)	9 月 15 日(金)
東 京	平成 29 年 12 月 8 日(金)	自動車会館 (定員：120 人)	11 月 10 日(金)

※各会場の締切日までに申請書類の到着及び入金の確認できない場合は、事由の如何を問わず受付できません。

また、締切日前であっても各会場の定員に達し次第、締め切りとさせていただきます。

- (4) 時間帯：9：30～17：00

注) 会場により開始-終了時間が若干前後することがあります。
 詳しい時間につきましては、受講票にてご確認ください。

- (5) カリキュラム：

- ・ ネズミ・害虫の基礎知識
- ・ ねずみ・害虫防除概論と I P M
- ・ P C O が知っておくべき法律
- ・ 防除管理と安全施工
- ・ P C O のための「コンプライアンス」
- ・ 考査 (※)

(※) 当協会会員 (以下「会員」) のみ考査受講および認証可能です。

なお、非会員の方を含め受講者全員に、受講修了証をお渡しします。

- (6) 費 用：15,120 円 (税込み) 昼食の用意はございません。

【会 員】受講費用、受講修了証、考査、資格認証に関わる費用を含む

【非会員】受講費用、受講修了証に関わる費用を含む

- (7) 申 込：技能師講習会受講申請書 (会員の方：様式第 1 号 非会員の方：様式第 1 号の 2)
 を郵送または F A Xにてお送り下さい。

(8) 払込：下記口座に各会場の締切日までにお振込下さい。

【銀行名】みずほ銀行 神田駅前支店

【預金種目】普通

【口座番号】2171957

【加入者名】公益社団法人日本ペストコントロール協会 技能師講習

※上記口座以外への受講料のお振込は受付できません。

※払込手数料は申込者にてご負担願います。

(9) その他：① 入金確認をもって正式な受付とし、開催2週間前までに受講票とテキストをお送り致します(勤務先宛)。開催前2週間を過ぎても受講票とテキストが届かない場合は速やかに事務局へお問合せ願います。

② 会場案内図、当日のプログラムは受講票と共にお送り致します。

③ 本会の責による場合を除き、受講料払い込み後の返金は致しません。

④ 会員の方は、考査の結果、合格者のみ本会ホームページに受講番号を掲載し、後日技能師証を勤務先にお送り致します。

⑤ 不合格者に対しての通知および返金はありません。また、不合格になった場合、再度受講が可能です(詳しくはQ&A12をご参照下さい)。

⑥ 受講申し込みの際はペストコントロール技能師認証規程を必ずご確認ください。

⑦ 本会ホームページにて規程やQ&A(よくある質問と回答)を掲載しております。ご不明な点がございましたらQ&A等をご参照いただき、その上で解決しない場合は下記までお問い合わせ願います。

⑧ 認証された方は本会ホームページの「ペストコントロール技能師資格認証者名簿」に掲載されます。(希望者のみ・無料)

<お申込・お問合せ先>

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町3-3-4 サンクス神田駅前ビル3階

(公社)日本ペストコントロール協会 事務局

(TEL 03-5207-6321 FAX 03-5207-6323)

【事前にお送りするテキストにより考査の予習を推奨します】

ペストコントロール技能師資格認証制度に関するQ&A

ペストコントロール技能師（以下「技能師」という。）資格認証制度について、よく寄せられるご質問および回答を記載しました。

Q1: 技能師制度のネライは何ですか？

規程第3条に「技能師は、有害生物の防除を行うにあたり関係法規を遵守し、総合的有害生物管理（IPM）の理念のもとに、適切な方法を選択し、生活環境等に配慮した施工を推進する」と定められています。

PCOには社会の要請に応じ、多くのことが要求されるようになっていきます。都会のビルから飲食店、各種の工場、一般家庭まで幅広い分野での防除管理が求められ、その対象もねずみ・害虫から感染症対策まで幅広くのものをコントロールしなくてはなりません。技術はもちろん大切ですが、そこで仕事をする人のモラル、心意気といったものも必要となり・・・

- 1 各種の関連法規を遵守した、誠実な仕事
- 2 人や環境にやさしい安全・安心のIPM施工の推進
・・・といったことが求められています。

1つ目はコンプライアンスや、技術者倫理とも言われるものです。コンプライアンスは単に法令遵守だけではなく、時代の要請を取り入れて自らなじんでいくことです。ISO,CSR（企業の社会的責任）、QC（品質管理）、偽装防止、など現代社会で取り組んでいるいくつもの流れに沿う必要もあります。誠実さに欠ける仕事は、消費者の信頼を失い、マスコミに取り上げられるなどして業界全体の信用失墜につながることは、我々の身の回りに起こった幾つかの出来事で痛いほど理解されていることと思います。

2つ目はIPM施工への転換です。そこでは調査の重要性が指摘されていますが、ここでも従事者個々の誠実さが求められます。注文欲しさの偽装調査はあってはなりません。

技能師資格は上述の1, 2を主な研修テーマにしています。当協会会員従事者全員がこの資格を取得し、「誠実の証」としての技能師証を携行し、世間に対してアピールする必要があると考えました。事前のテキストによる学習と集合教育により、心を新たにし、日頃の業務の中で培ってもらいたいと思います。

また、非会員の皆様におかれましても、技能師講習会は我が国におけるペストコントロールの基礎的項目を凝縮した内容となっておりますので、参加意義の高い講習会になると考えています。

Q2: ペストコントロール1級技術者は、この技能師制度で優遇措置はありますか？ 新たに受講しなくてはならないですか？

技能師資格取得時には、受講の免除等の優遇制度はありません。

ペストコントロール1級技術者（以下「1級技術者」という。）は当協会が誇るべきハ

イレベルな技術者養成のための認証制度で、色々な分野で世間の評価も高まりつつあります。ご存知のように（一財）日本環境衛生センターの通信教育にもとづく「養成」の結果、資格認証委員会により決定授与されるもので、協会内の技術保持のためこれからも続けていかななくてはならない重要な制度です。1級技術者の方が、技能師資格取得を希望される場合には新たに受講する必要があります。

ただし、1級技術者は更新時講習の受講により、技能師更新教育が免除されるという優遇措置があります。（更新についてはQ&A18以降をご参照下さい。）

Q3:ペストコントロール2級や3級技術者には優遇措置はありますか？

ありません。2級および3級技術者は、追加で単位を取得して1級技術者に昇級することで、優遇措置を受けることができます。

Q4:誰もが受講できますか？

はい。講習会はどなたでも受講可能です。会員・非会員を問わず、全受講者に「受講修了証」を発行致します。

ただし、講習会後に実施される考査および認証を受けられるのは、会員事業所所属の方のみとなります。

この制度は従事者の倫理面も重視したものです。1日の講習のみで達成されるものではなく、特に施工技術面においては、日頃のペストコントロール業務の中で習得していきべき性質のものです。したがってそのような習得の場のある会員事業所の従事者のみ考査の対象としております。

考査に合格した方に発行される技能師証カードには、当協会に会員として登録されている会社（会員事業所）が記載されます。

Q5:受講会場はどこですか？

年度により開催地は異なります。年度途中でも、要望が多い地区での追加開催を実施することがございます。日時等の詳細は「日本ペストコントロール協会ホームページ」でご確認下さい。

Q6:どこで受講しても良いのですか？

どの会場で受講されてもかまいません。

申し込みの際、最寄りの会場日程は都合が悪い、定員になってしまった等の事情も想定されますので、全国どの会場でも受講可能です。

Q7:会社を通さずに受講申請や資格取得ができますか？

講習会受講はどなたでも可能です。考査受講および資格認証は会員事業所を窓口とした申請等が必要です。会員事業所を通さない申請等は無効として受理しません。日本ペストコントロール協会からの連絡も、すべて会員事業所を通じてとなります。

Q8:技能師資格を他人へ名義変更は出来ますか？

講習を受講し審査に合格した方個人に対する資格であるため、他の方への名義の変更は出来ません（結婚等によるご本人の名前変更は可能です）。

Q9:審査の難易度は？合格率は？

受講者をふるい落とすことが目的の試験ではありません。選択式解答による基本的な理解の確認です。相対評価でなく基準に達した受講者は全員が合格となります。

Q10:審査は全会場同じ問題ですか？

会場により問題は異なります。

Q11:合否通知は届きますか？

合否について郵送による通知は行いません。

日本ペストコントロール協会ホームページにて会場ごとに、合格者のみ受講番号を掲載しますので各自でご確認願います。なお、合格者には後日、技能師証カードを送付します。

Q12:審査で不合格だった場合はどのようにしたら良いでしょうか？

残念ながら不合格の場合は、再度審査を受けていただくこととなります。

その場合、審査および認証手数料 5,000 円（税別）が必要です。また、同一年度内に開催される別の会場で再度受講することも可能です（費用 14,000 円 税別）。

Q13:審査当日に技能師証カードはもらえますか？

審査の判定を基に資格認証するので、技能師証カードの発行までは時間を要します。合格者には技能師証カードを所属の会員事業所宛に発送します。

Q14:一度取得すれば何年有効ですか？

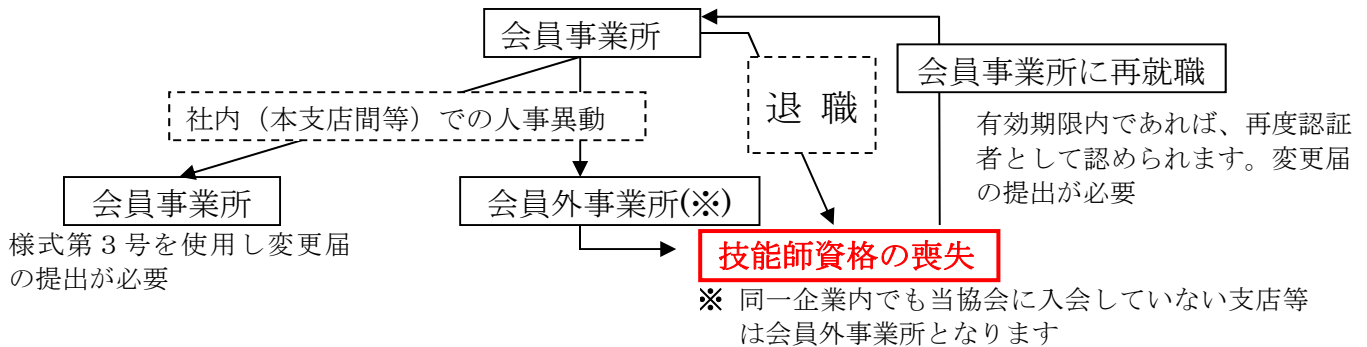
技能師証カードが交付された日より有効であり、期限は次の年度当初日（4月1日）から換算して3年間です。有効期限内に更新が必要となります。

例：2017年11月交付の場合の期限は2021年3月31日まで。

2018年1月交付の場合の期限は2021年3月31日まで。

Q15:会員事業所での人事異動、または退職した場合は？

内容により下記の通りです。



Q16 会員事業所を退職した後、別の会員事業所に就職した場合は？

認証有効期限内であれば、変更・更新が可能です。変更届を提出して下さい。

Q17 会員外で受講しましたが、会員事業所に就職しました。資格はどうなりますか？

受講修了後3年以内であれば講習会の受講は免除され、考査のみ受講いただくことが可能となります。その場合、考査および認証手数料として5,000円（税別）が必要となります。合格した場合、期限は次の年度当初日（4月1日）から換算して3年間となります。

Q18:更新の案内は届きますか？

会員事業所宛に個人名を記載し、更新案内と共にテキスト及び問題を送付します。

Q19:更新はどうしたらできますか？

更新するには、送付されてきたテキストを活用した勉強等を行い、問題の解答用紙、更新申請書及び写真、手数料（7,000円：税別）を添えて本会に送付して下さい。諸手続き完了後、問題の解説と共に新しい技能師証カードを添えて会員事業所宛に送付します。

なお、1級技術者の方は、「ペストコントロール1級技術者更新時講習」の受講をもって、技能師更新教育を履修したとみなすことができる優遇措置があります。通常の更新に比べ手間や費用の軽減となるうえ、両資格が同時更新となるため同一の有効期限となります。両方の資格をお持ちの方は、この優遇制度を利用した更新を推奨しております。

技能師更新年度に1級更新時講習を受講予定の方は、更新時講習修了後、所定の申請書等と手数料（3,000円：税別）を添えて本会に送付して下さい。また、初回は技能師有効期限（3年間）が短くなる場合がありますがご了承下さい。

※ペストコントロール1級技術者の更新は、別途手数料が必要です。

Q20:有効期限前に早めに更新した場合、期限はどうなりますか？

更新を行う時点の有効期限の残期間にかかわらず、次の年度当初日から換算して3年が新しい有効期限となります。

Q21:更新を忘れた場合どうなりますか？

有効期限が切れた場合は、原則として資格喪失となります。有効期限には十分留意して下さい。

Q22:技能師証カードをなくした場合どうなりますか？

様式第4号を使用し再交付申請をして下さい。

Q23:技能師資格を取得している場合、ペストコントロール技術者養成講座の受講科目免除はありますか？

免除科目はありません。

Q24:ホームページの技能師資格認証者名簿への掲載は有料ですか？

掲載は無料です。希望者のみを掲載しておりますが、有効期限も確認でき、PRにも繋がりますので、合格された有資格者は掲載を推奨致します。

上記Q&A以外にご不明な点等がございましたら、
公益社団法人 日本ペストコントロール協会 事務局までご連絡願います。

お問い合わせ・申し込み

JAPAN PEST
CONTROL
ASSOCIATION



公益社団法人

日本ペストコントロール協会

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町 3-3-4 サンクス神田駅前ビル 3F

TEL : 03-5207-6321

FAX : 03-5207-6323

E-mail : jpca@pestcontrol.or.jp

URL : <http://www.pestcontrol.or.jp>

